

## 決議書

設立時社員 東敦子と池邨清美は、定款 17 条に基づき、「代議員選挙規程」の一部改訂について電磁的方法で協議したところ、異議なく了承されたので、以下の内容を社員総会決議とする。

## 記

「一般社団法人日本臨床発達心理士会 代議員選挙規程」の以下の部分を改訂する。

1. 第 4 条 各支部は、代議員選挙にて、1 名の代議員を選出するものとする。但し、支部会員数が 100 名を超えた場合、300 名毎に 1 名の代議員を加えるものとする。  
を

第 4 条 各支部は、代議員選挙にて、1 名の代議員を選出するものとする。但し、支部会員数が 101 名以上の支部は 300 名毎に 1 名の代議員を加えるものとする。  
とする。

## 2.

第 8 条 選挙管理委員会は、指定した時間までに立候補と推薦のあった候補者について、代議員選挙日前までに支部会員に通知しなければならない。  
を

第 8 条 選挙管理委員会は、指定した時刻までに立候補と推薦のあった候補者について、代議員選挙時刻までに支部会員に通知しなければならない。  
とする。

以上

2023 年 4 月 3 日

設立時社員 東 敦子

設立時社員 池邨 清美